

## 公営住宅入居収入基準について

申込世帯の所得から、次の計算式により算定した額が15万8千円以下であることが必要です。ただし、裁量世帯については、収入基準が21万4千円まで緩和されています。

### 【計算式】

$$\boxed{15万8千円} \geq \frac{(\text{入居申込者の所得} + \text{同居親族の所得}) - \text{公営住宅法施行令で定める控除額}}{12}$$

※裁量世帯

$$\boxed{21万4千円} \geq \frac{(\text{入居申込者の所得} + \text{同居親族の所得}) - \text{公営住宅法施行令で定める控除額}}{12}$$

### 所得とは？

- 給与所得・事業所得・雑所得・不動産所得などで、譲渡所得などの一時的な所得を除きます。（公営住宅法施行令で定められています。）
- 給与所得は、収入ではなく、給与所得控除後の金額です。
- 給与所得には、パートやアルバイトなどによる所得を含みます。
- 公的年金等に係る雑所得も、収入ではなく、控除後の金額です。

### 公営住宅法施行令で定める控除額一覧

①同居親族または扶養親族	1人につき38万円
②特定扶養親族 (満16歳以上満23歳未満で所得が38万円以下の方)	1人につき25万円
③老人控除対象配偶者または老人扶養親族	1人につき10万円
④特別障がい者(身体1～2級、精神1級、療育A)	1人につき40万円
⑤障がい者(身体3～6級、精神2～3級、療育B1・B2) 寡婦、寡夫	1人につき27万円

※寡婦または寡夫の方の所得金額が27万円未満である場合には、その金額を控除します

## 裁量世帯とは？

次のいずれかに該当する世帯は、**裁量世帯**として、収入基準が21万4千円まで緩和されています。

- ①入居申込者が昭和31年4月1日以前生まれであり、かつ、同居者のいずれもが昭和31年4月1日以前生まれまたは18歳未満である世帯
- ②身体障がい者手帳1～4級の交付を受けている方を含む世帯
- ③精神障がい者保健福祉手帳1～2級、または療育手帳A～B2の交付を受けている方を含む世帯
- ④戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等のいずれかに該当する方を含む世帯
- ⑤同居しようとする親族に義務教育修了までの子どもがいる世帯
- ⑥同居しようとする親族に高校生以下の子どもが3人以上いる世帯

## 給与収入からみる収入基準早見表

給与収入とは、給与・賞与・諸手当等を含めた税込みの年間課税対象総支給額です。

同居親族及び扶養親族の数					
0人	1人	2人	3人	4人	5人
2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下

- (注) 1. この表は、世帯の中で給与所得者が1人で、算定において公営住宅法施行令で定める控除額（前ページ②～⑤）がない場合の早見表です。
2. 世帯の中に給与所得者が2人以上いる場合や、事業所得者等がいる場合などは、この表は該当しません。